

須恵器（第7図39） 須恵器の出土数は僅少である。これは灰白色を呈する軟質の破片で、器形は不明である。

土師器（第7図40、第8図41・42） 40は高杯の脚部である。内面には絞り目がみられる。41・42はいずれも第4トレンチの墳丘側から出土した手捏ねの小皿である。41は口縁部の三箇所に煤が付着しており、灯明皿として使用されたものであろう。

陶器（第8図44・45） 44は鉢の口縁部である。外面は飴色の釉を、内面は灰緑色の釉の上に口縁部のみ海鼠色の釉を施している。45は折り返し口縁の擂鉢である。

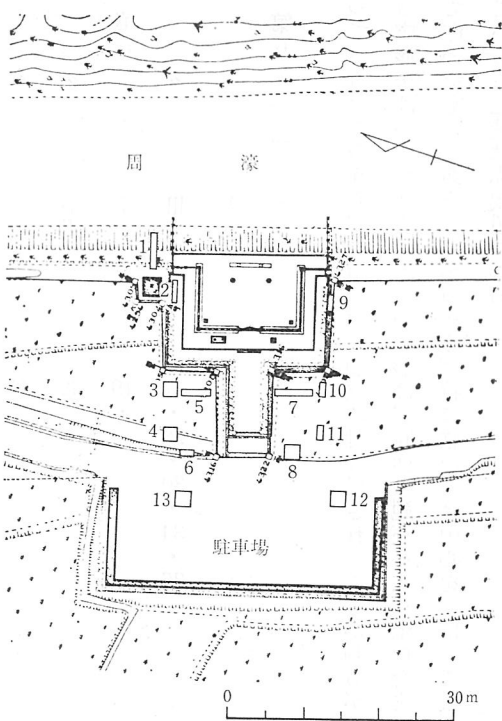
磁器（第8図43） 小形の白磁碗である。胎土はきわめて精良で乳白色を呈する。

（土生田純之）

河内坂門原陵前整備工事区域の調査

清寧天皇の河内坂門原陵の整備工事の实施にあたり、陵前模様替及び駐車場整備工事区域の事前発掘調査を昭和五十四年五月七日から十五日まで行なった。当該地は陵前御拝所の正面に道路を挟んで駐車場があり、駐車場の後背地が高く、御拝所に向って低くなる地形である。

調査は幅一〇メートル、長さ二〇五メートルのトレンチを御拝所敷の外構柵・石柵の設置箇所（二箇所）、排水管理設備箇所の外堤に一箇所、



第9図 河内坂門原陵前トレンチ位置図 (1/1,000)

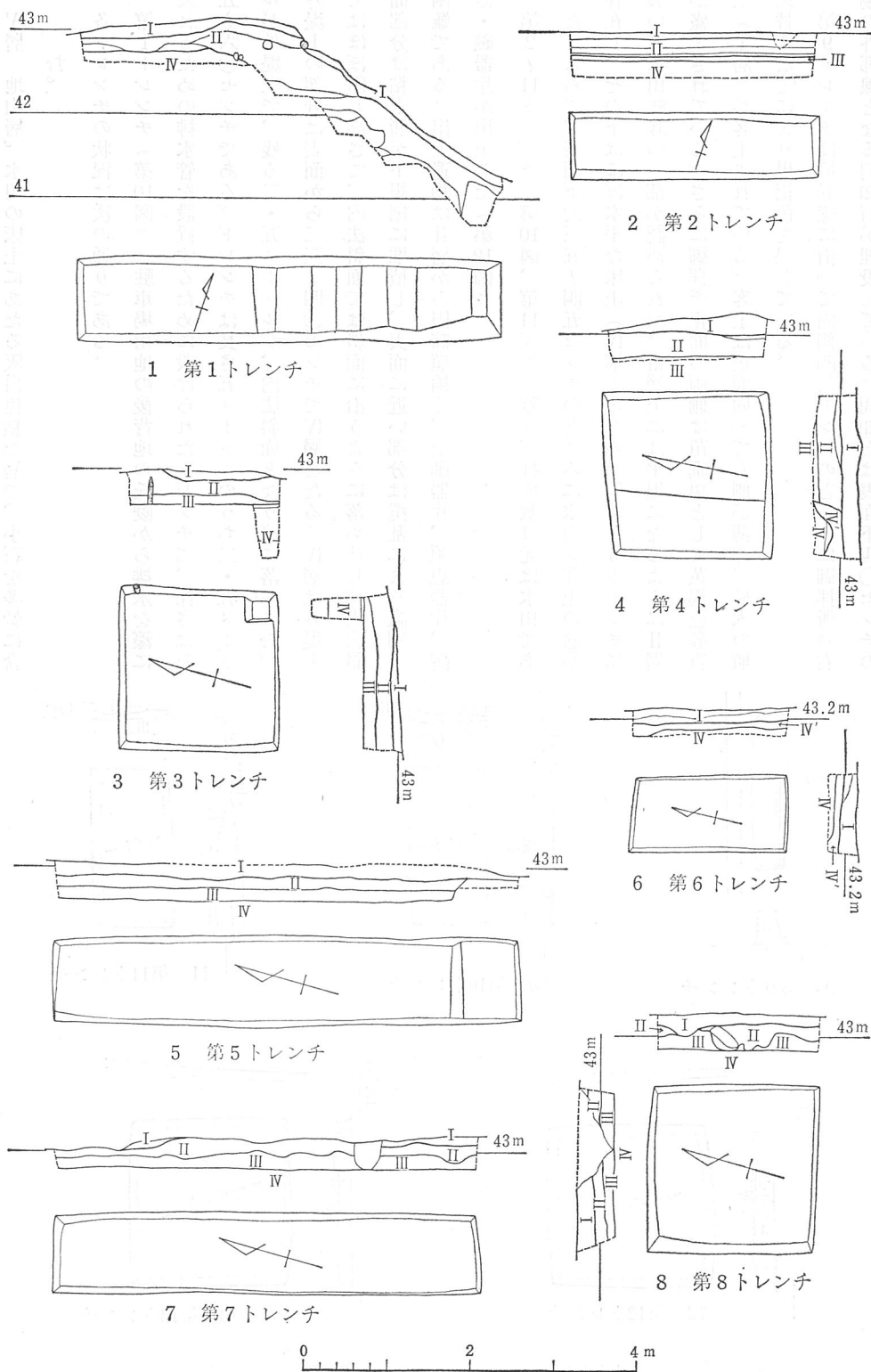
駐車場用地に二箇所の合計三箇所を設定し発掘した（第9図）。調査の結果、陵前御拝所敷から前方部外堤敷にかけては水田を埋め立てて整地しており、水田の床土は地山であることが判った。また駐車場用地は丘陵地を削平して平坦地としたものであった。

調査区域のおおよその土相は大別すれば四層に分けられ、次の通りである。

I層 表土層。御拝所正面の両側の植込み地は苗圃として客土した黒褐色ないし黄褐色砂質土層。

II層 水田を埋め立てた褐色礫混入土層及び整地のための埋土層。

III層 青灰色粘質の水田耕作土。



第10図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(1) (1/80)

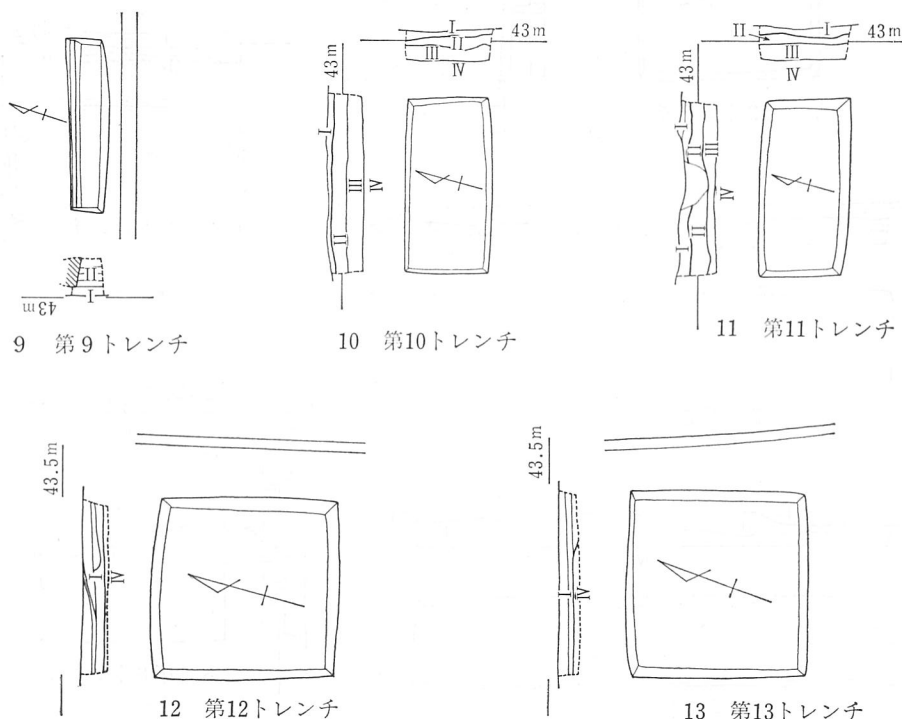
IV層 地山層。水田の床土にあたる灰白色粘土層で、小石を多量に含む。

各トレンチの状況は次の通りである。

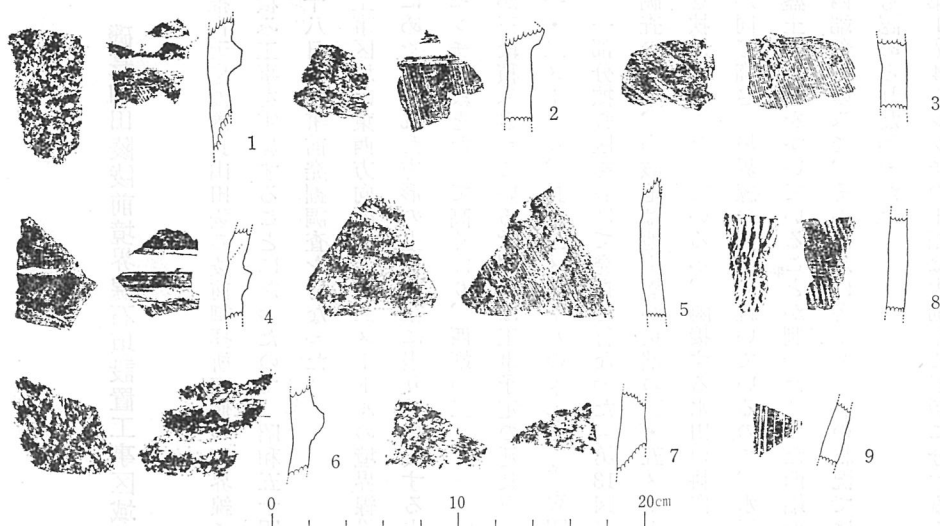
第1トレンチ（第10図） 駐車場用地の後背地の丘陵から排水を濠に入れるための排水管を設置するために設けられたトレンチで、深さは三五〇センチである。トレンチは長さ五メートルのうち二・五メートルが外堤上で、残る二・五メートルが、内法斜面となり濠に落ちこむ。外堤上の部分は表面から二三〇センチでIV層となる。IV層は外堤上ではほぼ同じ高さで、内法斜面では斜面に沿うように落ち込む。内法斜面部分は粘土層が不規則に堆積し、表面に近い部分は攪乱により識別が困難である。出土遺物はII層から円筒埴輪片、土師器片、須恵器片、陶器・磁器片が出土した（第12図）。

第2～11トレンチ（第10図、第11図） 陵前御拝所敷は元は水田であったところで、表面下約三五〇四五センチのところに水田耕作土の層が存在し、その下はほぼ水平な床土（IV層）となる。第4・5トレンチにおいて水田畦畔の一部が認められた。III層上には平坦になるようにII層が盛土されている。さらに御拝所正面の両側は苗圃用として黄褐色砂質土（I層）が客土されている。客土は正面向って右側が薄く、植木の植え替えなどにより黒褐色を呈している。

第9トレンチは境界線に沿って内側四〇センチのところに御拝所の右脇の外郭線となる間知石が埋没している。間知石は表面下四〇センチの



第11図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(2) (1/80)



第12図 河内坂門原陵出土遺物実測図 (1/4)

IV層上に設置されている。

第12・13トレンチ(第11図) 駐車場用地に設けたトレンチである。

道路をはさんで御拝所に対する駐車場は斜面を削平して造成したもので、三方は崖状となり、奥壁で二メートルある。東側の正面に面した道路路際がやや高くなり、中央部が低く、排水が悪い。表面下約二八センチ～一六センチで平坦な固い砂礫層(IV層)となる。表土層は水はけが悪いため数度の埋土層が認められる。

出土遺物は第1トレンチから埴輪一片・土師器一片・須恵器一片・陶器一片・磁器二片の合計一六片が出土した。

埴輪 図示したもの第12図1～7は円筒埴輪の胴部片と考えられるもので、表面が摩耗してしまっているものもあるが、外面は斜めに刷け目調整され、内面は指撫で調整されている。また凸帯は断面が台形状となり、貼り付け後に横撫で調整されている。焼成度は破片によって異なり、褐色ないし赤褐色を呈するが、黒褐色の須恵質のもの(4)もある。

土師器 小片で器形は不明である。

須恵器(第12図8) 甕と思われる小片で表面に条線状、裏面に同心円の叩き目がある。

陶器(第12図9) 内面に櫛目の卸し目がある播鉢の小片である。

磁器 碗と皿の小片である。

以上、工事予定区域内において保存を要する遺構・遺物が存在しな

ったので、予定の工事を実施した。

(井上喜久男)

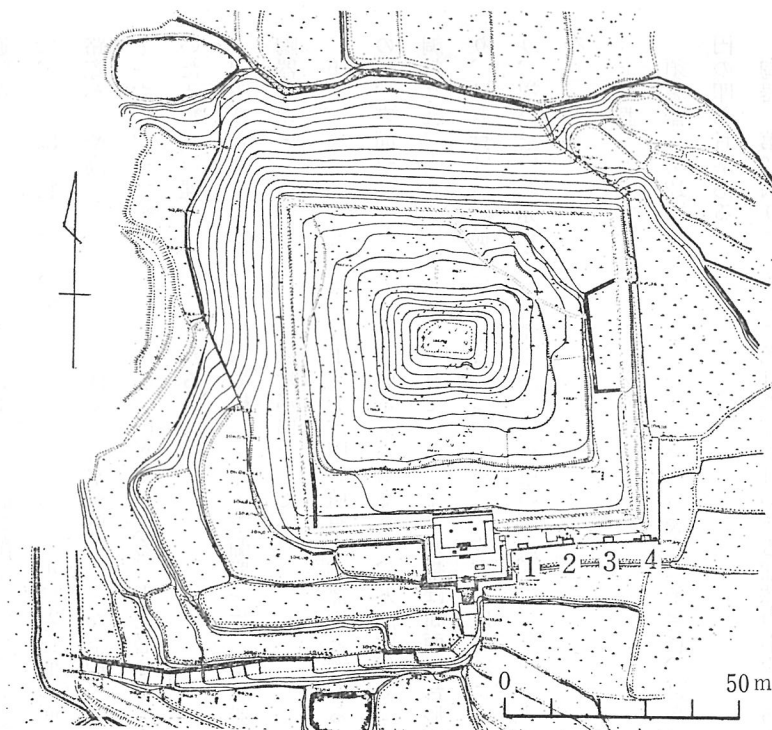
磯長山田陵前境界線石垣設置工事区域の調査

推古天皇の磯長山田陵の陵前御拜所東側の境界線に、境界線保護の石積み工事を実施することになったので、昭和五十四年五月十六日から十八日まで事前発掘調査を行なった。

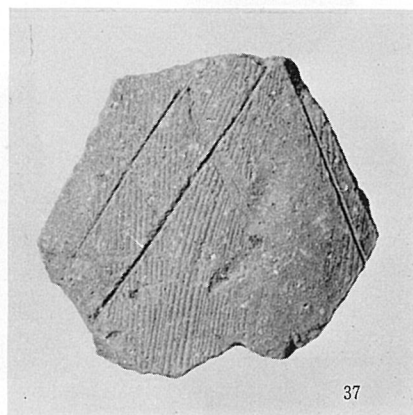
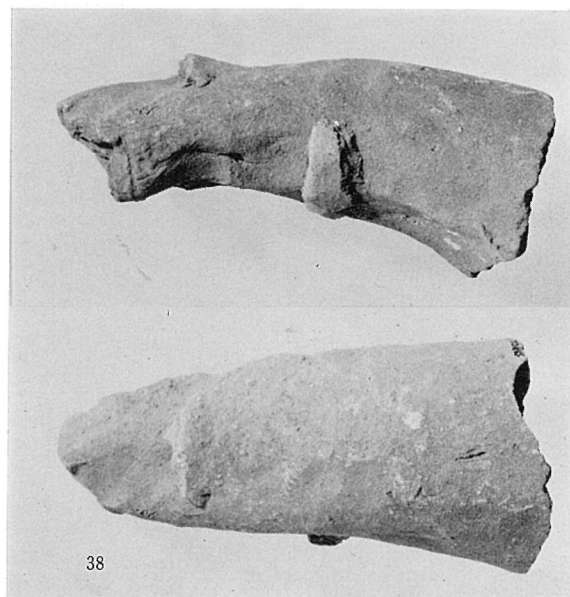
工事区域は東西方向の延長三二メートルの境界線沿いで、方墳の周囲にめぐらされた方形の土堤の裾に当り、隣接する水田とは六〇～七〇センチの段となって高くなり、西端の二メートルの部分にのみ自然石が三段積みされている。調査は工事予定の延長三二メートルの間に幅一・二メートル、長さ二メートルのトレンチを四箇所に設け、また、一部分拡張区を設けて発掘を行なった(第13図)。

調査の結果、当該地は地山層が東端の三・五メートルの部分では小溝を挟んで高くなっているが、隣接する水田の耕作土及び床土(地山)面が同じ高さで境界線の内部に続いているので、水田を埋め立てて高く盛土し土堤を築いていることが判った。また西端の自然石の石積みは西端部分のみで、そのほかは各トレンチの状況では抜き取られた痕跡も認められなかった。

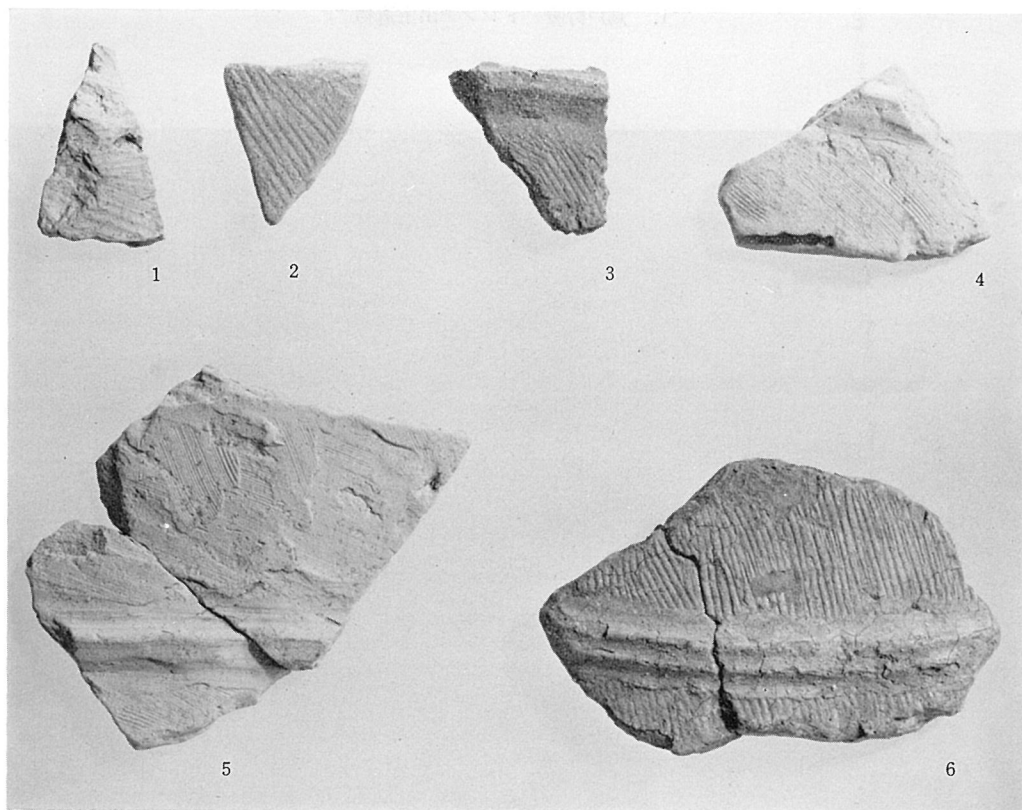
第1～4トレンチの土相は大別して三層に分けることができ、表面



第13図 磯長山田陵トレンチ位置図 (1/1,500)



1. 埴口丘陵出土の埴輪



2. 河内坂門原陵 第23トレンチ VI層出土埴輪